

# 河内長野市人権施策基本方針・推進プラン (案)

---

2026-2036

令和8（2026）年3月策定

河内長野市

- ・グラフ中の数値は、端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合があります。
- ・個別計画の名称は、「河内長野市」「第2次」「第4期」等の表記を原則、省略しています。

## 目 次

はじめに ..... |

### 河内長野市人権施策基本方針

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 第1章 人権をめぐる国内外の状況.....        | 2 |
| 第1節 国内外の人権尊重の潮流.....         | 2 |
| 第2節 河内長野市におけるこれまでの取り組み ..... | 4 |
| 第2章 人権施策の基本理念 .....          | 5 |
| 第3章 人権施策の基本的視点.....          | 7 |

### 河内長野市人権施策推進プラン

|  |    |
|--|----|
| 第1章 推進プランの概要 .....                       | 8  |
| 第1節 趣旨及び位置づけ .....                       | 8  |
| 第2節 持続可能な開発目標（S D G s） .....             | 9  |
| 第2章 基本的人権施策の推進.....                      | 10 |
| 第1節 人権教育・啓発の推進 .....                     | 10 |
| 第2節 指導者の養成 .....                         | 11 |
| 第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援 .....               | 11 |
| 第4節 情報の収集・提供機能の充実 .....                  | 12 |
| 第5節 相談体制の整備とネットワークの構築.....               | 12 |
| 第3章 分野別人権施策の推進.....                      | 13 |
| 第1節 男女共同参画社会の実現にむけて .....                | 13 |
| 第2節 こどもの人権が尊重される社会の実現にむけて .....          | 15 |
| 第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて .....           | 17 |
| 第4節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて .....    | 19 |
| 第5節 部落差別（同和問題）の解決にむけて .....              | 21 |
| 第6節 外国人の人権が尊重される社会の実現にむけて .....          | 23 |
| 第7節 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現にむけて .....      | 25 |
| 第8節 高度情報化社会における人権尊重の実現にむけて .....         | 27 |
| 第9節 多様な性のあり方が尊重される社会の実現にむけて .....        | 29 |
| 第10節 北朝鮮当局による拉致問題の解消にむけて .....           | 31 |
| 第11節 犯罪被害者及びその家族が安心して暮らせる社会の実現にむけて ..... | 32 |
| 第12節 さまざまな人権課題の解決にむけて .....              | 33 |
| 第4章 施策推進体制と進行管理 .....                    | 34 |
| 第1節 施策推進の体制 .....                        | 34 |
| 第2節 目標指標の設定とP D C Aサイクルによる進行管理 .....     | 34 |
| (参考資料) .....                             | 36 |

## はじめに

本市は、平成8(1996)年6月20日に世界人権宣言\*及び日本国憲法の理念に基づいた「人間尊厳の確立」のため、市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとやさしさに満ちた、人権が尊ばれる心豊かな河内長野市を築いていくため、基本的人権の大切さを認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、河内長野市を「人権擁護都市」とすることを宣言し、これを決議しました。また、平成13(2001)年3月には、世界人権宣言\*及び日本国憲法の理念に基づき、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「思いやりとぬくもりのある、共生共感のまちづくり」を進めてきました。人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるために、なくてはならない最も基本的な権利だと言えます。一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められています。

しかし、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化したことでもあいまって、人権を取り巻く状況は大きく様変わりしています。国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するとともに、社会における人権意識の高まりにより新たに生起又は顕在化した人権課題も生じています。

自治体行政の目標は、人権行政を市民とともに創造することであり、憲法の理念である平和主義・民主主義・基本的人権の尊重を地域社会で実現させていくことです。そのためにも、あらゆる人権課題の解決に向けての取り組みや対応などを全体の課題として、その解決のために総力を挙げて進めていくシステムづくり、すなわち日常業務をはじめすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していくことが必要です。

このような状況の中、令和8(2026)年度からのまちづくりについて、理念を「ふだんを生きる、じぶんが生きる。知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。」とする第6次総合計画を策定し、まちづくりの方向としてビジョンの1つに「みんなが、主役。みんなが、ファン。」と掲げ、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性が活かされて、みんなが好きなこと、得意なことを楽しめるまち、なりたい自分に近づけるまちをめざすこととなりました。

この第6次総合計画と同時に「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン(以下「本基本方針・推進プラン」とする。)」を策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き、人権を基礎とした施策を総合的かつ体系的に推進する全庁的な体制の整備と人権尊重の理念を軸とした行政運営に取り組んでまいります。

令和8(2026)年3月  
河内長野市

---

## 河内長野市人権施策基本方針

---

# 第Ⅰ章 人権をめぐる国内外の状況

## 第Ⅰ節 国内外の人権尊重の潮流

### (1) 国際社会の動き

国際連合では、昭和23(1948)年に「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」という「世界人権宣言\*」を採択することで、国際的な憲章を掲げました。その後、国際人権規約\*をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約\*)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約\*)」、「児童の権利に関する条約\*」など人権に関する条約が採択され、国際的な人権保障の確立に向けた個別具体的な国際法の整備が進みました。

しかし、このような動きにもかかわらず、いまだ世界各地において、人権が確立されているとはいえない状況があり、解決するべき問題が数多く存在しています。

このような状況から、人権の尊重に向けた国際社会の取り組みをさらに前進させるため、平成7(1995)年から平成16(2004)年までを「人権教育のための国連10年\*」とする決議が採択され、平成16(2004)年には、引き続き人権教育を推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択されました。さらに、平成23(2011)年には国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則\*」が採択され、これがすべての国や企業が尊重すべき基準となりました。

### (2) 国の動き

国内においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つに掲げた日本国憲法が制定され、国際人権規約\*をはじめとして、さまざまな人権関連条約が批准されてきました。そして、平成8(1996)年に人権擁護施策推進法が制定され、同法に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、平成11(1999)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出されました。これに基づき、平成12(2000)年には、国や地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。さらに、平成14(2002)年には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、策定後20年以上を経過した基本計画については、社会経済情勢の変化や国際的潮流を踏まえ、令和7(2025)年に第二次計画が策定されました。

また、近年では、障がい者・こども・高齢者に対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律(児童虐待防止法\*、高齢者虐待防止法\*、女性活躍推進法\*など)に加えて、障がいを理由とする差別、ヘイトスピーチ\*、部落差別(同和問題)\*の解消を目的とした法律(障害者差別解消法\*、ヘイトスピーチ解消法\*、部落差別解消推進法\*)やアイヌ民族を先住民族として初めて明記したアイヌ施策推進法\*、さらに、こども基本法\*、情報流通プラッ

トフォーム対処法\*、理解増進法\*、女性支援新法\*、認知症基本法\*など、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

人権尊重や差別根絶に向けての国際的な取り組みは続けられており、わが国としても、引き続きそれに応えていく必要があります。

### (3) 大阪府の動き

---

大阪府においては、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、平成10(1998)年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。同条例に基づき平成13(2001)年に「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました。さらには、この基本方針に基づき、平成17(2005)年に人権施策を総合的に推進するため「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。

平成27(2015)年には、府民の差別意識の解消、人権課題の理解を深めていくために「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定され、これらの計画に基づき人権意識高揚のための施策が進められています。

また、令和元(2019)年には「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」と「大阪府性の多様性理解増進条例」が施行され、さらには、令和4(2022)年から「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が制定され、大阪府においても、個別の人権課題ごとの取り組みが進められています。

## 第2節 河内長野市におけるこれまでの取り組み

### (1) 「人権擁護都市宣言」の決議

本市においては、人権意識の高揚を図るための啓発を総合的・効果的に推進するため、昭和57(1982)年に河内長野市人権啓発推進本部を設置し、昭和59(1984)年には、「非核平和都市宣言」を、平成8(1996)年には、「人間尊厳の確立」をめざした「人権擁護都市宣言」を決議し、さまざまな取り組みを進めてきました。

また、「河内長野市同和行政基本方針」や「河内長野市女性問題行動計画（かわちながの女性プラン）」の策定をはじめ、こども・高齢者・障がい者などそれぞれの個別課題解決に向けた諸施策に取り組むとともに、平成12(2000)年に「人権教育のための国連10年河内長野市行動計画」を策定し、人権教育・啓発の推進に努めてきました。

### (2) 「思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」の制定

そして、こうした取り組みを継承し、発展させることが大切であるとの認識に立って、平成13(2001)年には人権行政の指針となる「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成17(2005)年にはさまざまな事業の推進を通して、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、河内長野市人権啓発推進本部を河内長野市人権施策推進本部へと改組しました。

また同年には、男女共同参画社会\*の実現をめざした「河内長野市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、福祉の視点から見た住民の生活支援を考えていくための「地域福祉計画」を策定するなど、さまざまな人権施策にかかる取り組みを進めています。

### (3) 「河内長野市人権協会」の設立

さらに同年、「河内長野市人権啓発推進協議会（昭和54(1979)年設立）」を発展・改組し、「河内長野市人権協会」を設立し、地域に密着した市民運動を通し、一人ひとりの人権が尊重され、何の障がいもなく幸福を追求できる「人権尊重のまちづくり」をめざして活動を展開しています。

### (4) 「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン」の策定

翌年の平成18(2006)年には、「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」の答申をもとに「河内長野市人権施策基本方針」を策定し、この基本方針に基づいて人権施策を着実に実現するため、平成20(2008)年に「河内長野市人権施策推進プラン」を策定、平成28(2016)年の改訂を経て、各事業に取り組んできました。

今後はこれまでの取り組みや成果を踏まえ、本基本方針・推進プランに基づき、さらなる人権尊重のまちづくりをめざして人権施策を推進していきます。

## 第2章 人権施策の基本理念

「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」においては、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的としています。このようなことから、市では、次の基本理念と3つの目指す姿を掲げます。

### ＜基本理念＞

『思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち』  
～みんなが、主役。みんなが、ファン。～

### ＜目指す姿＞

○一人ひとり、誰もが尊重される河内長野市

○自分らしく暮らせ、自己実現できる河内長野市

○ともにふれあい、ともに支えあう河内長野市

#### （1）人権とは

人権とは、人びとが生存と自由を確保し、その幸福を追求する権利です。すべての人が、人間として等しく持っている市民的権利であり、欠くことのできないものですが、一人ひとりが権利の主体であるという認識が希薄であるともいえます。

人権尊重とその確立は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる基本的な問題であり、平和と民主主義を実現するための基礎となるものです。

このため、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、多様性を尊重することが必要であり、自分の権利だけでなく、他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重しあい、誰もが自分らしく暮らせる公平・公正な共生社会を実現していくことが必要です。

すなわち、個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方を尊重し、自己実現と社会的責任を

果たすことが可能な社会の創造が必要であり、このようなまちづくりを考えたとき、まちの仕組みや日常生活の中に入権尊重の文化を創りあげることが大切です。

## （2）豊かな人権文化の創造\*

現在、時代の変化のなかで、行政の役割が変わってきており、行政が市民をリードしていくばかりではなく、市民の活力を活かす視点から新しい役割分担を確立し、市民とのパートナーシップを構築することが求められています。人権にかかわる施策においても、すべての人が情報や市民活動の成果などを活用することのできる環境を整備するとともに、行政が市民による主体的取り組みとの有機的な連携を図ることによって、すなわち行政と市民との協働によって、地域社会全体の人権文化を豊かなものにしていくことが重要です。

また、人権にかかわる施策は個別課題ごとに推進されてきましたが、横断的な取り組み・連携が十分ではなく、総合的な視点が不足し、効果的な対応がなされなかつた場合があります。今後は、高齢者、障がい者、子どもなど具体的な対象者・分野における施策を尊重するとともに、それにとらわれることなく、総合的な視点から生活の支援を考え、それぞれの施策の組み合わせによって、人権の取り組みが進展することが求められています。

一方、人びとにとって「生涯にわたって学び、自分自身の可能性を発見する」社会教育等を通じて、地域社会のさまざまな課題を学び、自治・人権意識を高めながら、自らの生活・地域を充実・改善させることができます。そして一人ひとりが、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践することにより、豊かな人権文化の創造\*をめざすことが必要です。

このように、人権尊重のまちづくりを市政の基本理念の一つに掲げ、誰もが幸せに暮らせる地域社会を築くため、市民ニーズを的確に把握し、市民の自主性を尊重しつつ、施策を総合的に推進することにより、「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち河内長野」の実現をめざします。

# 第3章 人権施策の基本的視点

人権尊重のまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが、市民的権利として人権についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発の場を保障し、市民の主体的な活動を促進することが重要です。そして、社会参加を通じて、自立・自己実現ができるよう支援するとともに、さまざまな人権問題に関する相談体制の充実が求められており、人権侵害を受けた場合などには、迅速に救済が行われることも必要です。

本市においても、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいて、さまざまな施策などが実施されていますが、人権教育・啓発にかかる施策や市民の自立・社会参加を支援・促進するための施策および人権擁護のための制度・施策を充実させることを基本にしながら、人権施策の基本理念の目的を達成するため、個別の施策などに共通するものとして、その基本的な視点を次のとおりとします。

## I. 基本的視点

|   |   |
|---|---|
| ① | 「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重することの大切さを理解することで、自己実現を図ることができるようすること。 |
| ② | 多様な文化や価値観を持った人びととふれあう中で、お互いが理解しあい、ともに暮らせる地域社会をめざすようすること。      |
| ③ | 人権意識の高揚を図るため、人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取り組みを支援すること。                  |
| ④ | 市、市民、事業者等が連携・協働を通じて、人権に関するさまざまな課題を共有し、人権意識の高揚に役立つようすること。      |
| ⑤ | 偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組むこと。                     |
| ⑥ | さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援すること。                |
| ⑦ | 人権にかかわる問題が生じた時に、主体的な判断により解決できるよう、相談体制の整備・情報の提供に努めること。         |
| ⑧ | 人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けることができるようすること。      |

---

## 河内長野市人権施策推進プラン

---

# 第Ⅰ章 推進プランの概要

## 第Ⅰ節 趣旨及び位置づけ

### (1) 趣旨及び構成

本基本方針・推進プランは、河内長野市総合計画を上位計画とし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「人権意識の高揚を図る施策」と「人権擁護に資する施策」の総合的な推進を図るための計画です。また、日常業務をはじめ、すべての行政施策の企画から実施にいたる全過程において、人権尊重の考え方をまとめた計画です。

基本方針では、すべての施策分野に共通する人権尊重の基本理念と基本的視点を示しており、推進プランでは、「基本的人権施策」として5つの項目を設定するとともに、「分野別の人権施策」として12の項目を設定しています。

なお、目標指標は、令和7(2025)年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果の中から、目標値を設定しています。

### (2) プランの期間

#### 11年間（令和8(2026)年度～令和18(2036)年度）

この推進プランの期間は、11年間とし、最終年度は河内長野市総合計画の最終年度の翌年度とすることで、総合計画との整合性を図りながら、人権施策推進の進行管理を実施します。

また、本市の他のさまざまな計画並びに国内外の人権をとりまく動向、市政を取りまく情勢、市民ニーズの変化に対応するため、隨時必要な見直しを行うものとします。

### (3) 人権教育の意義と目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないこと（同法第3条）、日本国憲法及び「教育基本法」並びに国際人権規約\*、「児童の権利に関する条約\*」などの精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえて学校教育及び社会教育を通じて推進するものです。

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中にいかしていくことが求められています。

#### (4) 人権啓発の意義と目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないこと（同法第3条）、国民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守ることはもちろん、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。言い換えると、「人権とは何か」、「人権尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」などについて正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようになることが人権啓発の目的です。

### 第2節 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27(2015)年には、「誰一人取り残さない」を理念に、「持続可能な世界を実現するための開発目標」(SDGs)が国連において全会一致で採択されました。SDGsは、貧困や飢餓、人や国の不平等などの課題の解決や平和的・社会の実現をめざすとし、中でも人権分野は、17の目標に多く関連しています。本市においても、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むことが必要です。



## 第2章 基本的人権施策の推進

基本的人権施策とは、さまざまな課題に共通する基本的な施策であり、「第3章 分野別人権施策の推進」における各人権問題に関する人権施策にも共通して実施するものです。また、基本的人権施策を進めるに際しては、次の4つの点に特に留意することとします。

### ① 新たな人権問題への対応

新たな人権問題や国等の立法措置に適切に対応し人権施策の推進に努める。

### ② 人権教育のさらなる充実

複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題や新たな人権課題を学習できるよう、人権教育や研修の内容を工夫・充実する。

### ③ 法律や条例の周知啓発

各人権問題に関連する条約や法律、条例について、その内容を広く市民に周知・啓発する。

### ④ 人権情報の効果的な提供

受け手のニーズを把握し、情報通信技術を活用し効果的な情報提供ができるよう工夫する。

上記の点をふまえ、取り組むべき基本的人権施策について、次のとおり進めています。

### 第1節 人権教育・啓発の推進

本市における人権教育・啓発は人権教育基本方針などに基づいて、以下の柱に沿って進めます。

#### (1) 幼児期及び学校教育における人権教育・啓発の推進

幼児期及び学校教育においては、生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づき、思いやりの気持ちを育み、お互いを大切にする態度と人格の形成をめざして生涯学習の基礎となる力を育む人権教育・啓発に取り組みます。

|   |   |
|---|---|
| ① | 幼児期から心豊かに育つため人格形成を基本とする養育をします。  |
| ② | 感性をより豊かに育むとともに、行動のあり方や態度の育成についても、発達段階を考慮し、興味や関心を引き出す体系的・実践的な人権教育・啓発を進めます。 |
| ③ | 個性を認めあい、自分と他者の両方を尊重する意識を育みます。   |
| ④ | 自尊感情を高め、自己実現が図れるよう、各学校において発達段階に応じ、さまざまな人権教育・啓発の推進を図ります。                   |
| ⑤ | 家庭や地域の連携を深め、一体の人権教育・啓発を進めます。  |

## (2) 生涯学習としての人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが生活の中で人権について深い理解を示し、人権を尊重する態度で行動するよう、人権意識が日常生活に浸透すべく取り組みます。

|   |  |
|---|--|
| ① | 生涯学習の視点で、市民との連携・協働により、さまざまな場における人権についての学習機会の充実に努めます。       |
| ② | 知識習得型学習・参加型学習により人権に関する知識が態度や行動に結びつくように、機会の提供、学習資料の充実を図ります。 |

## (3) 市職員に対する人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会の実現にむけ、職員に対する研修を実施し、人権尊重の態度や行動を身につけるよう努めます。

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| ① | 常に人権尊重の視点をもって職務を遂行するように研修の充実を図ります。 |
| ② | 人権施策推進本部を活用し、全庁的に職員の人権意識を高揚します。    |

## 第2節 指導者の養成

### (1) 地域での市民の自主的・自発的活動

市民が日頃から、普段のできごとを人権という視点で見直し、地域のさまざまな課題について、自主的・自発的に考え、解決に取り組むことを支援します。

|   |  |
|---|--|
| ① | ボランティア団体などとの連携を深め、人権問題に携わるリーダー養成に取り組みます。 |
| ② | 各種団体などにおける指導者の養成にむけた自主的・主体的な取り組みを支援します。  |

## 第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援

### (1) 自治・人権意識を高揚させた地域コミュニティの形成

多様な文化や価値観を大切にする豊かな人権文化を創造するため、市民の自主的・主体的な取り組みを通じて、さまざまな人びとが交流し相互理解できる活動を支援します。

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| ① | 生涯学習の場や機会の確保、整備を図ります。           |
| ② | 市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を支援します。 |

## (2) 団体等における人権教育・啓発の推進

市民団体・企業が実施する人権教育・啓発活動の内容充実を図ります。

|   |   |
|---|---|
| ① | 市民団体が実施する地域に根ざした人権意識豊かなひとづくりを目的とした活動を支援します。 |
| ② | 企業における社員に対する人権教育・啓発の充実を図ることを支援します。          |
| ③ | 市、市民団体、企業の連携強化を図ります。                        |

## 第4節 情報の収集・提供機能の充実

### (1) 市民の状況把握と対応

人権教育・啓発は、学校・行政のみならず地域、家庭、企業、NPO\*などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じてさまざまな機会で実施されています。今後も人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

|   |  |
|---|--|
| ① | 実施団体に対しての人権教育・啓発についての知識、手法や講師、教材活動事例などの情報提供をします。       |
| ② | 市民に対して、各種の相談機関や公的支援制度、NPO*の活動など、人権に関するさまざまな支援情報を提供します。 |
| ③ | 各種の相談を通じて市民の状況を的確に把握し、適切な対応を図ります。                      |

## 第5節 相談体制の整備とネットワークの構築

### (1) 人権相談体制の整備と拡充

人権にかかわる困りごとや悩みがある時、市民が適切な助言や指導を受けることができるよう人権相談体制の充実を図ります。複雑・多様化する人権課題について、相談が解決や救済、保護につながるよう、助言や専門機関、NPO\*の紹介、情報提供等を行うとともに国・大阪府など関係機関との連携や庁内相談事業相互の連携強化により、取り組みを進めていきます。

|   |   |
|---|---|
| ① | 各分野別人権相談窓口の拡充を図り、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を救済、保護するために相談機能の充実に努めます。また、必要な情報提供の充実に努めます。 |
| ② | 相談員等の資質向上や各種相談に関する情報提供の充実を図ります。   |
| ③ | 外国語や手話通訳等、相談者が必要とする言語での対応の充実に努めます。  |

# 第3章 分野別人权施策の推進

## 第1節 男女共同参画社会\*の実現にむけて

### (1) 現状と課題

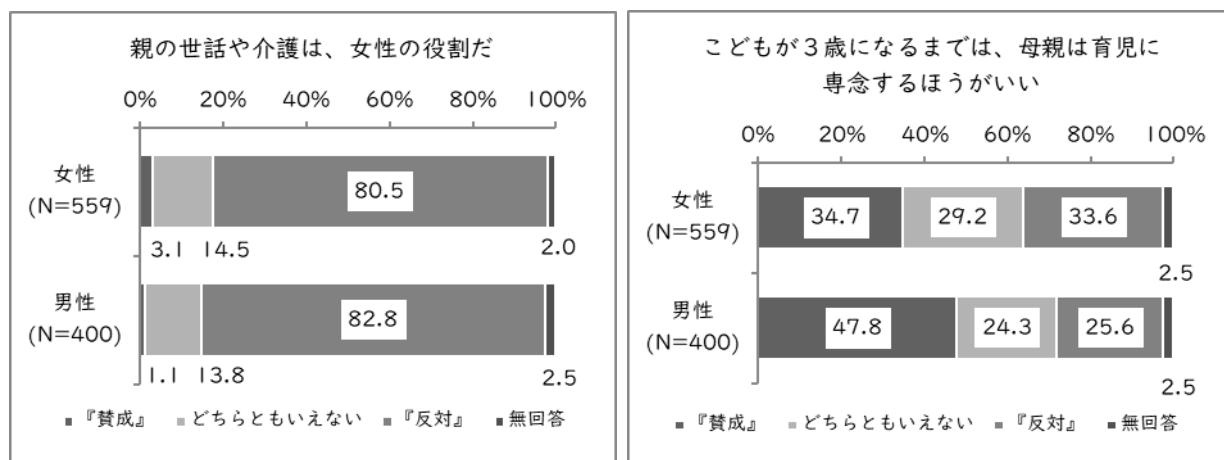
日本国憲法は、法の下の平等を規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに、家族関係における男女平等についても規定しています。また、「女子差別撤廃条約\*」は社会のあらゆる活動の場における女性差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めていきます。

社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、男女間賃金格差も依然として存在しています。また、職場や家庭における課題はいまだ残っており、固定的な性別役割分担意識\*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス\*）が根強く存在していることが明らかになっています。

性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為\*、職場におけるセクシュアルハラスメント等の女性に対する人権侵害は、依然として深刻な状況にあるほか、人身取引の問題も存在しています。さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*（性と生殖に関する健康と権利）の視点の重要性や、災害時におけるさまざまな意思決定過程への女性参画の十分な確保など、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題も生じています。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】

\*意識調査結果において「そう思う」と「どちらかといえどもそう思う」の合計を『賛成』、「そう思わない」と「どちらかといえども思わない」の合計を『反対』と示しています。以下、同様とします。



#### 市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

DV\*／夫婦別姓／女性差別／ジェンダー\*問題／女性の働く所／家事分担

## (2) めざす姿

○職場、学校、地域、家庭などあらゆる活動の場で男女共同参画（ジェンダー\*平等）が進み、人々の多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。

- ・固定的な性別役割分担意識\*の解消が進み、すべての人が自分らしい生き方を選択している。
- ・女性に対するあらゆる人権侵害を許さない意識が定着し、安心・安全に暮らしている。
- ・困難を抱えている女性が適切な相談窓口と出会い、主体的な解決につながっている。

## (3) 施策の方向

### ①男女共同参画（ジェンダー\*平等）の理解の促進

- ・女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識\*の解消を目指して、市民一人ひとりの人権意識を高め、女性の人権への理解を深めるための啓発活動を推進します。

### ②女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・「河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議」を設置し、関係機関との連携を密にしながらDV\*の防止及びDV\*被害者等の支援を行います。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて、DV\*をはじめ、女性に対するあらゆる暴力の問題について、意識啓発を行います。

### ③女性の権利擁護の推進

- ・困難な問題を抱える女性への支援をはじめ、多様な被害者への相談支援の充実を図りながら、相談窓口の一層の周知を図ります。
- ・女子差別撤廃条約\*をはじめ、関係する法令や計画等の内容の周知を図ります。

### ④「河内長野市男女共同参画計画」に関する施策の推進

- ・上記以外に加えて、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「災害対応力を強化する女性の視点」、「ワーク・ライフ・バランス」「子育て介護支援体制の整備」など、本市男女共同参画計画に関する施策を推進します。

#### 【主な関係法令・計画等】

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法\*）
- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約\*）
- ・男女共同参画社会基本法\*
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法\*）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法\*）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法\*）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法\*）
- ・河内長野市男女共同参画推進条例
- ・河内長野市男女共同参画計画

## 第2節 こどもの人権が尊重される社会の実現における

### (Ⅰ) 現状と課題

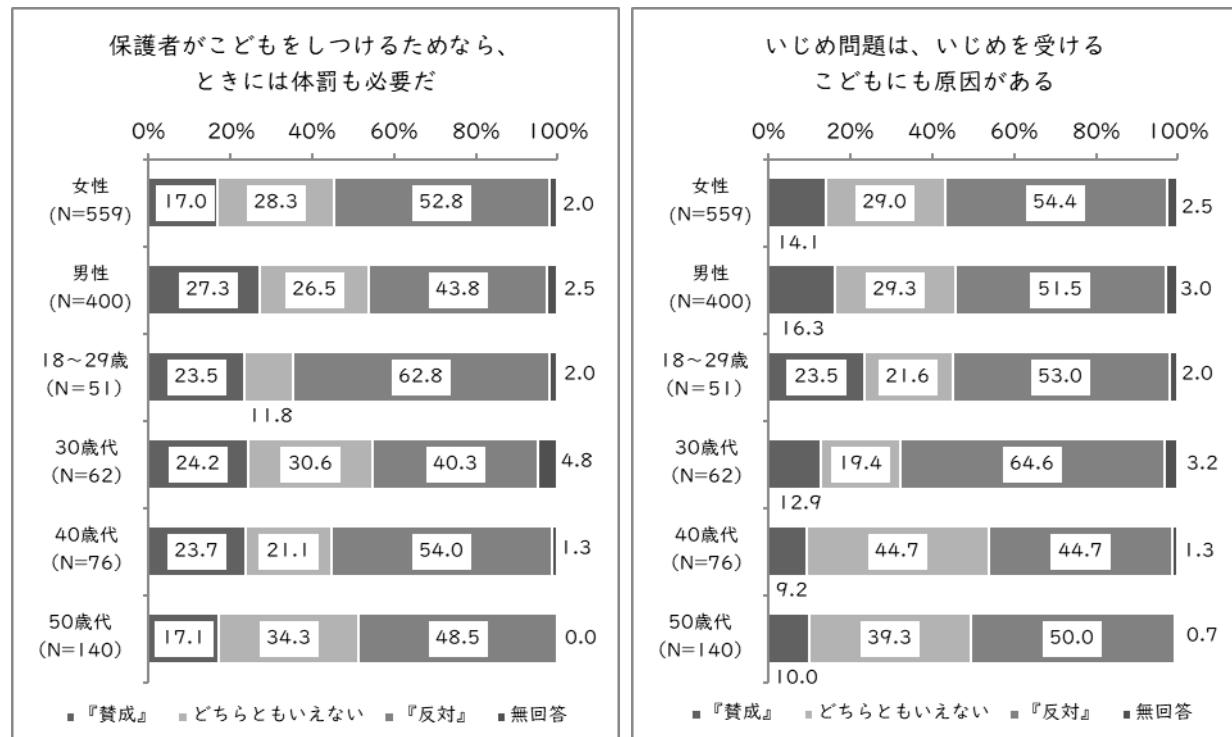
こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関して、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」、「児童憲章」などにおいて基本原理や理念が示され、また、「児童の権利に関する条約\*」において、権利保障の基準が明らかにされ、「意見を表明する権利の確保」や「児童の最善の利益の考慮」などが明示されています。

また、こども施策についての基本理念を定めるとともに、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法\*」が施行されています。こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど、幅広いこども施策を一体的に推進しています。

しかし、こどもの人権問題は、全国的にいじめの認知件数が高水準で推移しているほか、教員からの体罰や不適切指導の問題も依然として存在しています。また、SNS\*やインターネット利用の普及を受けて児童買春・児童ポルノといった性犯罪や性暴力に巻き込まれたり、インターネット上のいじめの被害者になる事態が生じています。

さらに、全国の児童相談所における児童虐待の相談件数は依然として多い状況にあり、こどもの権利利益の擁護が喫緊の課題になっています。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

いじめ問題／不登校／孤独／SNS\*／虐待問題／発言しにくい／未来

## (2) めざす姿

○こどもが一人の人間として、また、権利を享有し、行使する主体として最大限に尊重され、健やかな心身の成長や人格の形成ができる河内長野市をめざします。

- ・こどもが権利を享有し、行使する主体として認識され、最大限に尊重されている。
- ・体罰やいじめなどの人権侵害を許さない意識が定着し、安心・安全に暮らしている。
- ・問題を抱えているこどもが適切な相談窓口と出会い、主体的な解決につながっている。

## (3) 施策の方向

### ①こどもの権利擁護の推進

- ・「河内長野市要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関が連携を図りながら、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止を推進します。
- ・「いじめ防止対策推進法\*」や「河内長野市こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」【※12月市議会に上程予定】に基づき、いじめの早期発見・対応を図り、いじめ問題の防止等のための対策に努めます。

### ②こどもの安全・安心な環境づくりの推進

- ・豊かな人間性や社会性を育成し、児童生徒の発達段階に応じた人権意識の向上を図ります。
- ・メディア・リテラシー\*の習得、適切なインターネット利用に関するこどもや保護者への啓発等、安全にインターネットを利用するための取り組みを進めます。
- ・こどもの貧困や不登校、ヤングケアラー\*など、支援を必要とするこどもたちを支える体制づくりを進めます。

### ③児童の権利に関する条約\*の普及啓発

- ・こどもが社会の一員として、意見を表明する機会や社会的活動への参画する機会の必要性について、広く啓発・周知を図ります。

### ④河内長野市こども計画に関する施策の推進

- ・上記に加えて、「こどもの貧困対策の推進」や「こどもの居場所づくりの推進」、「子育て相談・支援体制の整備」、「保護者への情報提供」など、本市こども計画に関する施策を推進します。

#### 【主な関係法令・計画等】

- ・児童福祉法
- ・児童の権利に関する条約\*
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法\*）
- ・いじめ防止対策推進法\*
- ・こども基本法\*
- ・河内長野市こども計画
- ・河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例
- ・（仮称）河内長野市こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例（案）【※12月市議会に上程予定】

## 第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

### (Ⅰ) 現状と課題

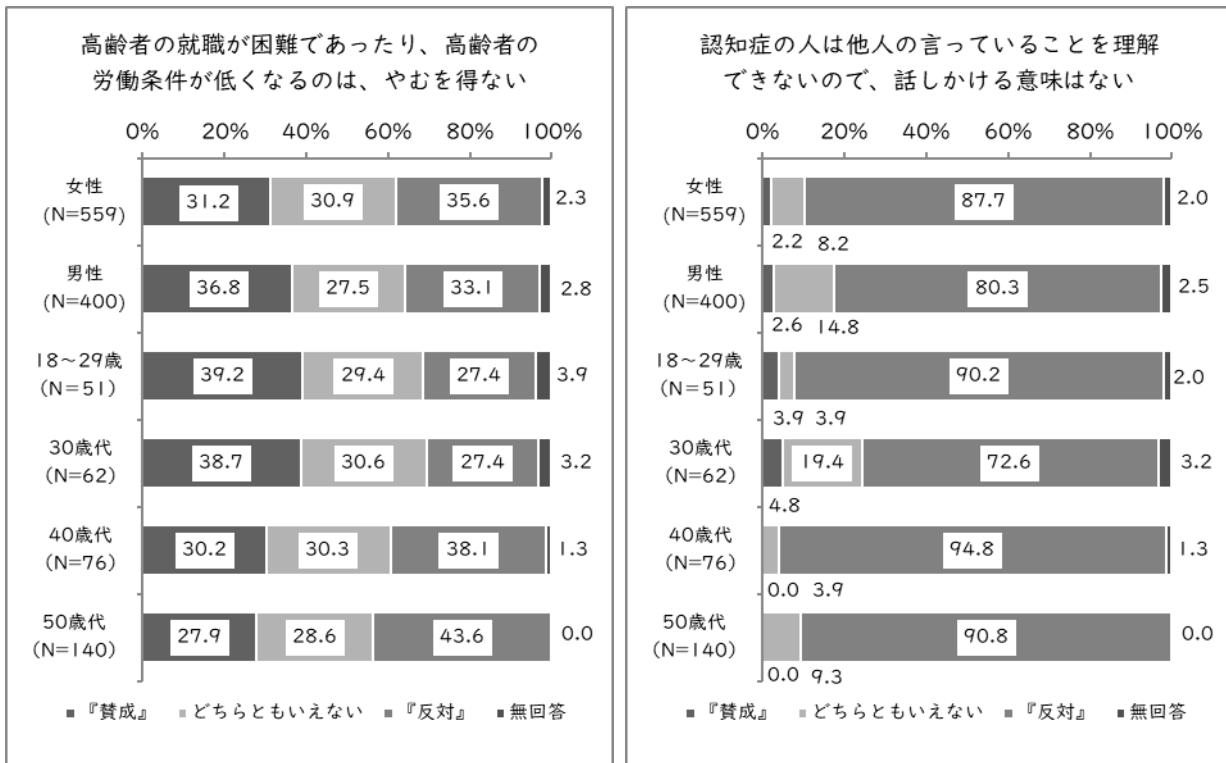
人口の高齢化は世界的な規模で急速に進行にしており、我が国においても人口減少とも相まって令和19（2037）年には国民の3人に1人が65歳以上となると見込まれています。そうした中、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、高齢者の親族等による経済的虐待など、高齢者の人権問題は依然として深刻な状況にあります。

すべての世代が「超高齢社会」を構成する一員として、今何をすべきかを考え、互いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り開いていく必要があります。

さらに、急速な高齢化の進行に伴い、認知症\*の人の数は増加しています。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法\*」においては、認知症\*の人を含めたすべての国民がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

年齢にかかわらず、市民自身やその家族、地域の友人、職場の同僚や顧客など、今や国民の誰もが認知症\*になり得る状況にあります。共生社会の実現にむけて、認知症\*になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」が求められています。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



#### 市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

高齢化／弱い立場／認知症\*／生きづらい（交通面）／最低限の生活／ケア／年金生活

## (2) めざす姿

○高齢者が尊厳と生きがいを持って、自分らしく安心して生活できる河内長野市をめざします。

- ・高齢者一人ひとりの尊厳が守られて、自分らしい生き方を選択している。
- ・養護者等の支援を通して、高齢者虐待が減少し、高齢者が安心して暮らしている。
- ・認知症\*への理解が進み、本人や家族が希望を持って安心して暮らしている。

## (3) 施策の方向

### ①高齢者の尊厳と権利を守る体制づくりの推進

- ・地域の見守り体制を強化するとともに、行政や地域包括支援センターをはじめとした相談支援機関の連携体制の構築を推進します。
- ・成年後見制度\*の利用促進を図り、複雑化する権利擁護支援のニーズに対応していきます。
- ・高齢者虐待防止に向けた取り組みを推進します。

### ②認知症\*施策の推進

- ・認知症\*の周知・理解促進と認知症\*予防を推進しつつ、認知症\*の人と共生する地域支援体制を推進します。

### ③高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

- ・年齢にかかわらず、すべての人が支え・支えられる関係を築いていけるよう、社会参加の機会づくりを推進します。
- ・災害時における高齢者的人権が守られる体制の整備に努めます。

### ④河内長野市高齢者保健福祉計画（認知症施策推進計画を含む）及び介護保険事業計画に関する施策の推進

- ・上記に加えて、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり」など、本市高齢者保健福祉計画（認知症施策推進計画を含む）及び介護保険事業計画に関する施策を推進します。

### 【主な関係法令・計画等】

- ・高齢社会対策基本法
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法\*）
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法\*
- ・河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例
- ・河内長野市地域福祉計画
- ・河内長野市高齢者保健福祉計画（認知症施策推進計画を含む）及び介護保険事業計画

## 第4節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現における

### (Ⅰ) 現状と課題

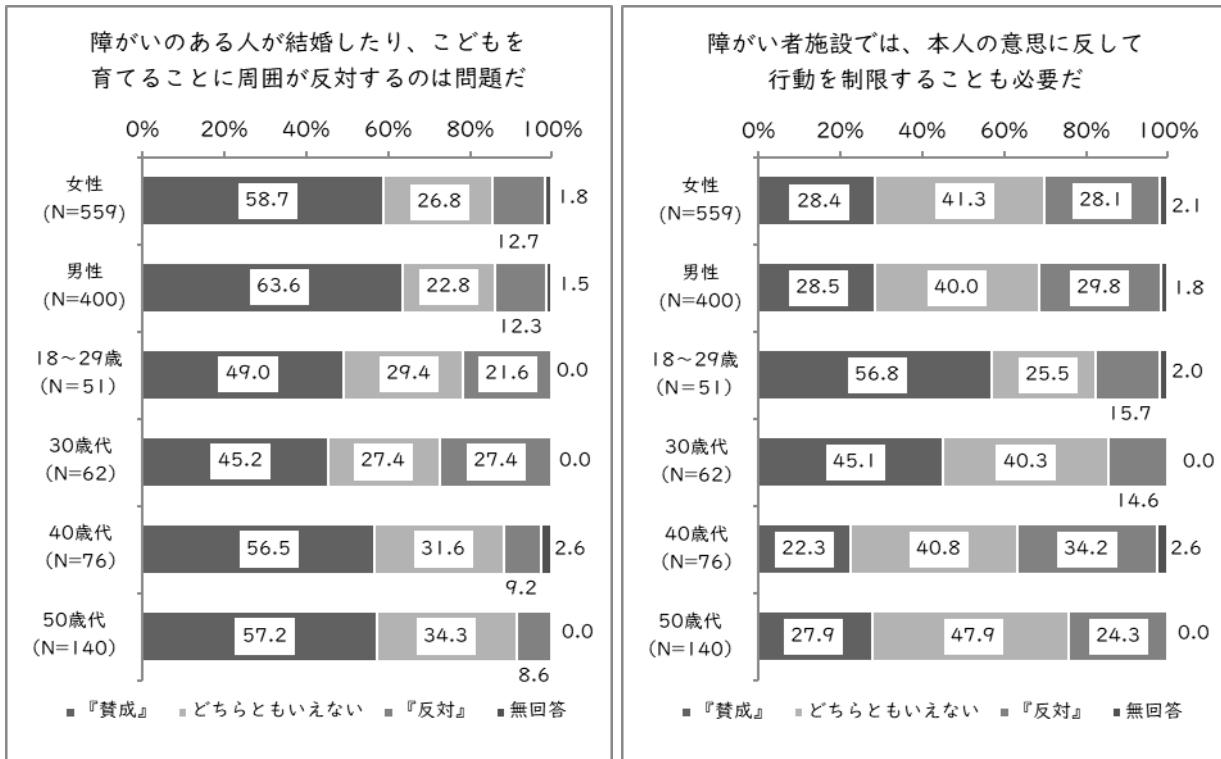
「障害者権利条約\*」には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会への参加・包容の促進など、障がい者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されています。

わが国では、同条約の批准に当たり、「障害者基本法」を改正し、障がい者の定義を見直し、「障がいの社会モデル」を取り入れるとともに、障がい者に対する差別の禁止を基本原則として明記しました。そして、この基本原則を具体化するため、「障害者差別解消法\*」を制定しました。

さらに、事業者による社会的障壁の除去に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする「障害者差別解消法\*」の改正法が施行されました。

「旧優生保護法\*」については、多くの人々が同法に基づき、あるいはその存在を背景として、特定の疾病や障がいを有すること等を理由に優生手術等を受けることを強いられ、耐え難い苦痛と苦難を受けてきました。政府においては、このような事態を二度と繰り返さないよう、障がい者に対する偏見や差別を根絶し、すべての国民が、疾病や障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現における、「障がい者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定されています。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



#### 市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

障がい者／弱い立場／本人の意思／我慢／障害者差別解消法\*／障害者権利条約\*

## (2) めざす姿

○障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きるインクルーシブ\*な河内長野市をめざします。

- ・障がいの有無や程度に関わらず、すべての人がお互いに支え合い、共に生活を送っている。
- ・人権が尊重され、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある人も安心して暮らしている。
- ・障がいのある人が社会を構成する一員として、あらゆる分野で自立した活動ができている。

## (3) 施策の方向

### ①障がい者差別解消の推進

- ・障害者差別解消法\*に基づき、不当な差別的取り扱いの禁止や社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供など、障がいを理由とする差別の解消に向けて啓発を行います。
- ・「河内長野市手話言語条例」に基づき、手話が言語であるという認識のもと、手話を広め、手話やろう者への理解を深めます。
- ・地域における防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

### ②あらゆる分野の活動への参加の推進

- ・各種施設のユニバーサルデザイン\*の推進や、バリアフリー\*化等に努めます。
- ・多様な活動に参加する機会の確保等に向けて、関連する情報の収集・発信に努めるとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めます。
- ・障がいのある人に対する職業訓練や情報提供の充実を図るなど、関係機関と連携し、就労支援に努めます。

### ③障がい者虐待防止の推進

- ・障害者虐待防止センターを中心に、その他関係機関と連携して対応していきます。

### ④河内長野市障がい者長期計画等に関する施策の推進

- ・上記に加えて、「互いに理解し支えあうまち」、「安心して生活できるまち」、「自分らしく学び、活動できるまち」の3つの基本方向に関する施策を推進します。

#### 【主な関係法令・計画等】

- ・障害者基本法
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法\*）
- ・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約\*）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法\*）
- ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律\*
- ・障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画
- ・河内長野市手話言語条例
- ・河内長野市障がい者長期計画

## 第5節 部落差別（同和問題）\*の解決における

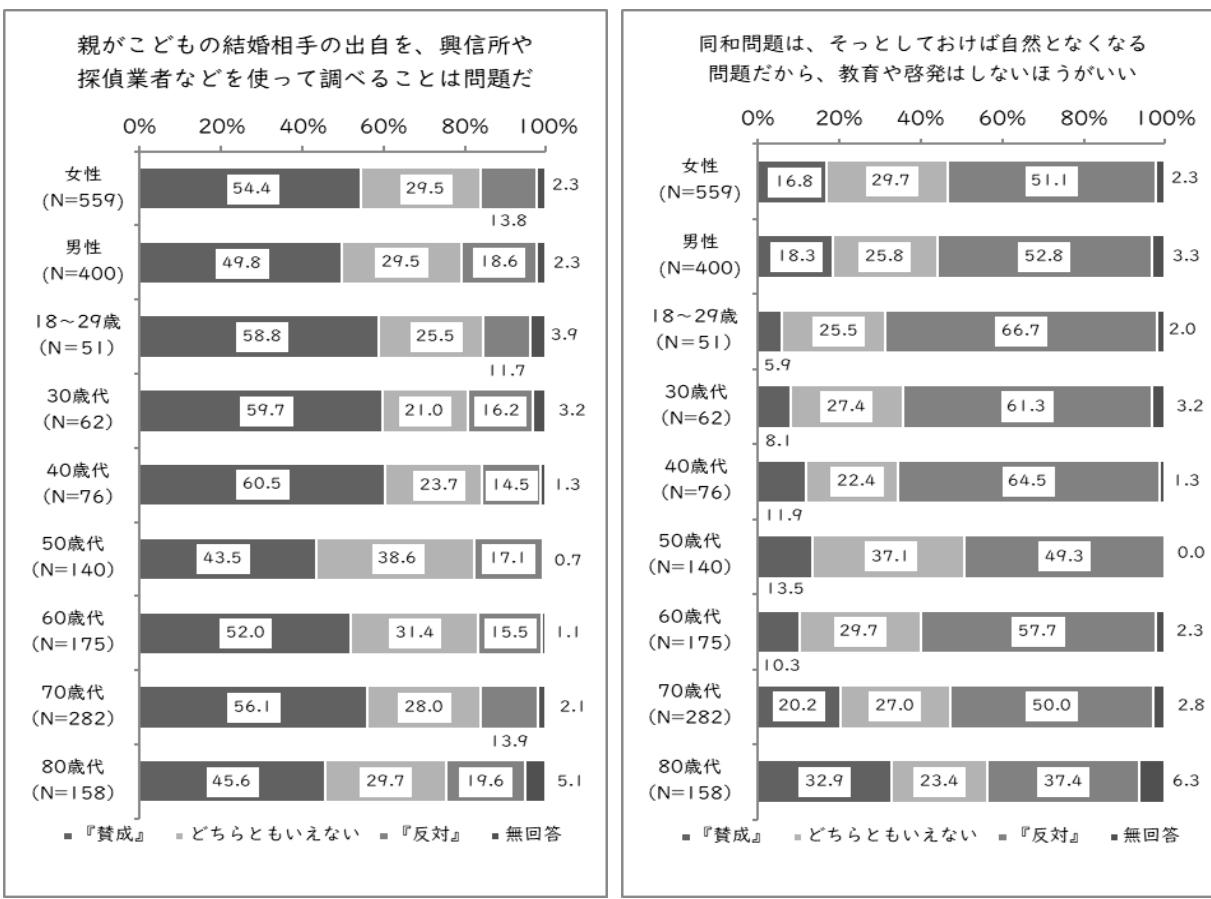
### （Ⅰ）現状と課題

部落差別（同和問題）\*は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられたわが国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題でもあります。

これまで、国や地方自治体は各種施策を展開し、特に戦後は、特別措置法に基づいてさまざまな施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）\*に関する状況が質的に大きく変化し、差別情報により利益を得ようとする行為の拡大などが憂慮されています。

こうした状況において、「部落差別解消推進法\*」が公布・施行され、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めるとともに、国が部落差別の実態に係る調査を行うものと規定しています。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



#### 市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

部落差別／同和地区／えせ同和／結婚／企業／まだ続いている／知らない

## (2) めざす姿

○一人ひとりが部落差別（同和問題）\*に関する正しい知識と理解を深め、すべての人権問題につながる普遍的価値を正しく認識している河内長野市をめざします。

- ・無知や誤解からくる自身の偏見に気づき、行動を変えようとする意識が広まっている。
- ・部落差別（同和問題）\*を助長する情報があっても、正しく行動できる市民が増えている。

## (3) 施策の方向

### ①部落差別（同和問題）\*に関する教育と啓発の推進

- ・情報化の進展に伴い、部落差別（同和問題）\*に関する状況が大きく変化していることを踏まえ、部落差別（同和問題）\*に関する正しい知識と理解を深めるため、市職員や教職員への研修をはじめ、市民への教育・啓発を推進します。

### ②部落差別（同和問題）\*の解消に向けた取り組みの推進

- ・インターネット上における部落差別（同和問題）\*への偏見や差別を助長する情報に対して、情報流通プラットフォーム対処法に基づく対処啓発を強化するとともに、インターネットモニタリング\*を実施します。
- ・公正な採用選考に向けて、公正採用選考人権啓発推進員\*の設置や就職差別撤廃月間周知など、企業等への啓発を推進します。
- ・人権侵害につながる身元調査や戸籍謄本の不正取得を防止するため、登録型本人通知制度\*の周知啓発などの対策を行います。
- ・部落差別の解消に向けて、相談窓口の充実に努めます。

### ③「部落差別解消推進法\*」に関する施策の推進

- ・上記に加えて、部落差別解消推進法\*に基づき、国や大阪府と連携した施策を推進します。

#### 【主な関係法令・計画等】

- ・同和対策審議会答申
- ・同和対策事業特別措置法（S44.7 施行、S57.3 失効）
- ・地域改善対策特別措置法（S57.4 施行、S62.3 失効）
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（S62.4 施行、H14.3 失効）
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法\*）
- ・大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

## 第6節 外国人の人権が尊重される社会の実現における

### (Ⅰ) 現状と課題

わが国に在留する外国人数は増加傾向にあり、社会における一層の国際化の進展や外国人労働者の増加等もあいまって、社会生活における外国人はより身近な存在となっています。

「人種差別撤廃条約\*」には、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を遅滞なく執ること等を主な内容としています。これらを踏まえ、国では、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進に取り組んできました。

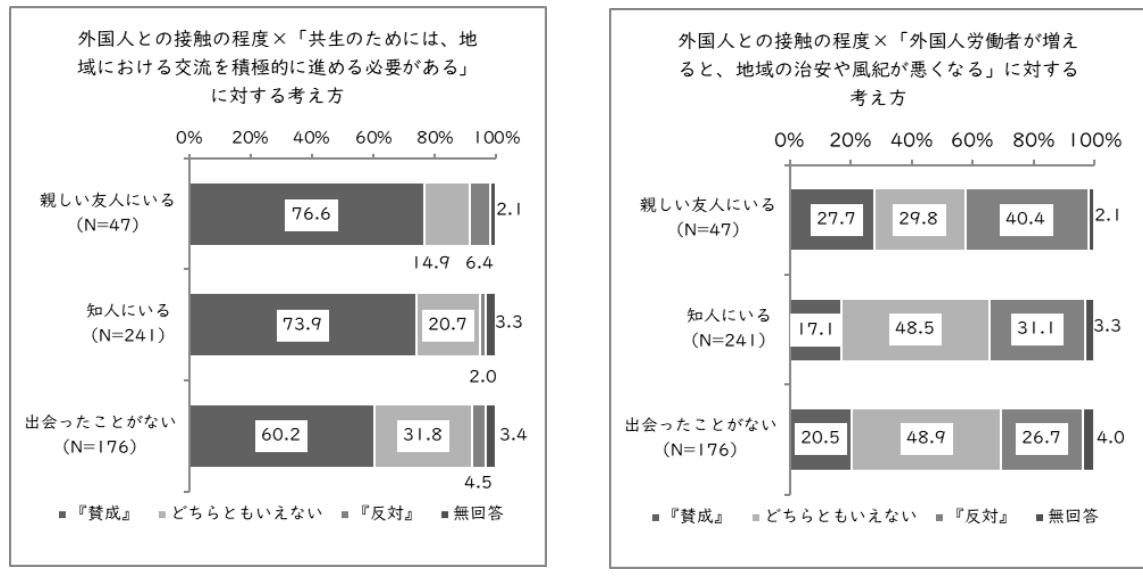
外国人に対する理解は進んでいるものの、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見等の問題は、依然として根強く存在しています。外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる共生社会の実現に向けた環境整備が求められています。

さらに、近年では、特定の民族や地域的出身などを理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ\*が発生しています。こうした状況の中、「ヘイトスピーチ解消法\*」に基づき、国や地方自治体では、さまざまな取り組みを推進しています。

極端な民族主義・排外主義的主張に基づく街頭デモ等の件数は減少傾向が見られるものの、インターネット上でのヘイトスピーチ\*も後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じているほか、選挙運動や政治運動等に名を借りたヘイトスピーチ\*も問題となっています。極端な民族主義・排外主義的主張に対しては、むしろ危機意識を高める必要があります。

本市においても、外国人労働者の同伴者への支援や、学校生活におけるコミュニケーション支援、文化の違いから起こる就学の問題など、地域全体でサポートする体制を構築し、外国人労働者個人の問題だけでなく、家庭という単位での取り組みが求められています。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

ヘイトスピーチ\*/外国人/交流の機会/留学生/不法滞在/技能実習生

## (2) めざす姿

○互いの文化的違いを理解、尊重しあい、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことができる河内長野市をめざします。

- ・ヘイトスピーチ\*は民主主義の価値、社会の安定と平和に対する脅威であると認識している。
- ・外国人市民と日本人市民が、互いに多文化共生\*の意義等を理解し、外国人市民が地域社会を構成する一員として受け入れられている。
- ・多言語による情報提供など、地域社会とのつながりの希薄化を防ぎ、外国人市民の不安やストレスが軽減されている。

## (3) 施策の方向

### ①ヘイトスピーチ\*解消に向けた取り組みの推進

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指して、ヘイトスピーチ\*はあってはならないことの理解を促進するための啓発を推進します。
- ・国や大阪府と連携して「ヘイトスピーチ解消法\*」の趣旨を周知・啓発します。

### ②多文化共生\*への理解促進

- ・互いの文化的差異を学べるように、あらゆる場における異文化の学びや体験、多文化共生\*の認識を深めるための学習機会を提供するとともに、多言語による相談体制の充実を図ります。

### ③外国人市民等への情報提供の充実

- ・外国人市民が他の市民と同様のサービスを受けられるとともに、地域での責任を相互理解するため、行政情報の多言語化や「やさしい日本語\*」での表示を進めながら、地域や行政の仕組みを正確に伝える施策を地域住民とともに推進します。

### ④「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」に関する施策の推進

- ・上記に加えて、「外国人市民コミュニティへの支援」や「外国につながりのある子どもの教育・子育て支援」、「防災情報の提供と防災意識の啓発」など、本市国際化・多文化共生ビジョンに関連する施策を推進します。

### 【主な関係法令・計画等】

- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約\*）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法\*）
- ・大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例
- ・河内長野市国際化・多文化共生ビジョン

## 第7節 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現に向けて

### (Ⅰ) 現状と課題

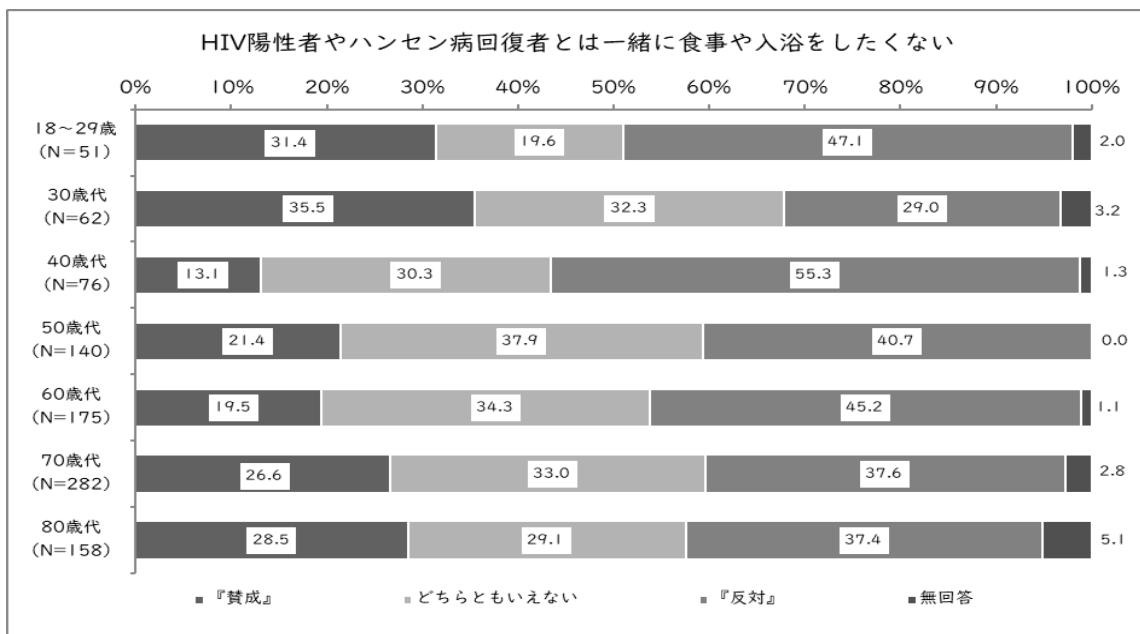
医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれます。このことは、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延のなかでわが国においても大きな社会問題となりました。

HIV\*感染症は、今なお世界中で多くの人が感染しており、わが国においても年間で千名程度の報告があります。一方で、HIV\*の感染力は弱く、性的接触に留意することにより日常生活において感染することは通常ないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、治療法の進歩により、早期診断・早期治療を適切に行うことでエイズ\*の発症を抑えることができます。HIV\*に対するこのような理解は、社会に浸透しつつありますが、過去の情報等から定着した固定概念による正しい知識や理解の不足等に起因する HIV\*感染者やエイズ\*患者に対する偏見や差別は依然として存在しています。

ハンセン病\*は、らい菌による感染症ですが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上に、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障がいを残すことなく治る病気です。しかし、かつてわが国では、すべての患者に療養所への入所を強制する隔離政策が採られ、平成 8 年に「らい予防法\*」が廃止されるまで継続しました。こうした長期にわたる強制隔離政策により、ハンセン病\*が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病\*患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が作出・助長され、現在も社会において、ハンセン病\*に対する偏見や差別が根強く残存していることが明らかになっています。

このように、あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努めるほか、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことを通じて偏見や差別を予防・解消していく必要があります。

#### 【市民意識調査（令和 7 年 6 月）の結果】



## (2) めざす姿

○正しい情報と知識による冷静な行動により、人とのつながりを大切にする河内長野市をめざします。

- ・不安を差別につなげないためにも、感染症の正しい知識が広まっている。
- ・感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史を踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学び行動につなげている。

## (3) 施策の方向

### ①感染症に関する正しい知識と理解を深める教育・啓発の推進

- ・WHO（世界保健機関）が定めた12月1日の「世界エイズデー\*」などにあわせて、正しい知識の普及と予防啓発も含めた教育・啓発を推進します。

### ②ハンセン病\*問題に関する理解の促進

- ・正しい知識の普及にとどまらず、偏見や差別意識が長年の強制隔離政策によって作出・助長されたことに留意できるよう、市職員の意識を高めるとともに、国や大阪府などと連携して、教育・啓発を推進します。

### 【主な関係法令・計画等】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病補償法）
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法\*）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

## 第8節 高度情報化社会における人権尊重の実現に向けて

### (Ⅰ) 現状と課題

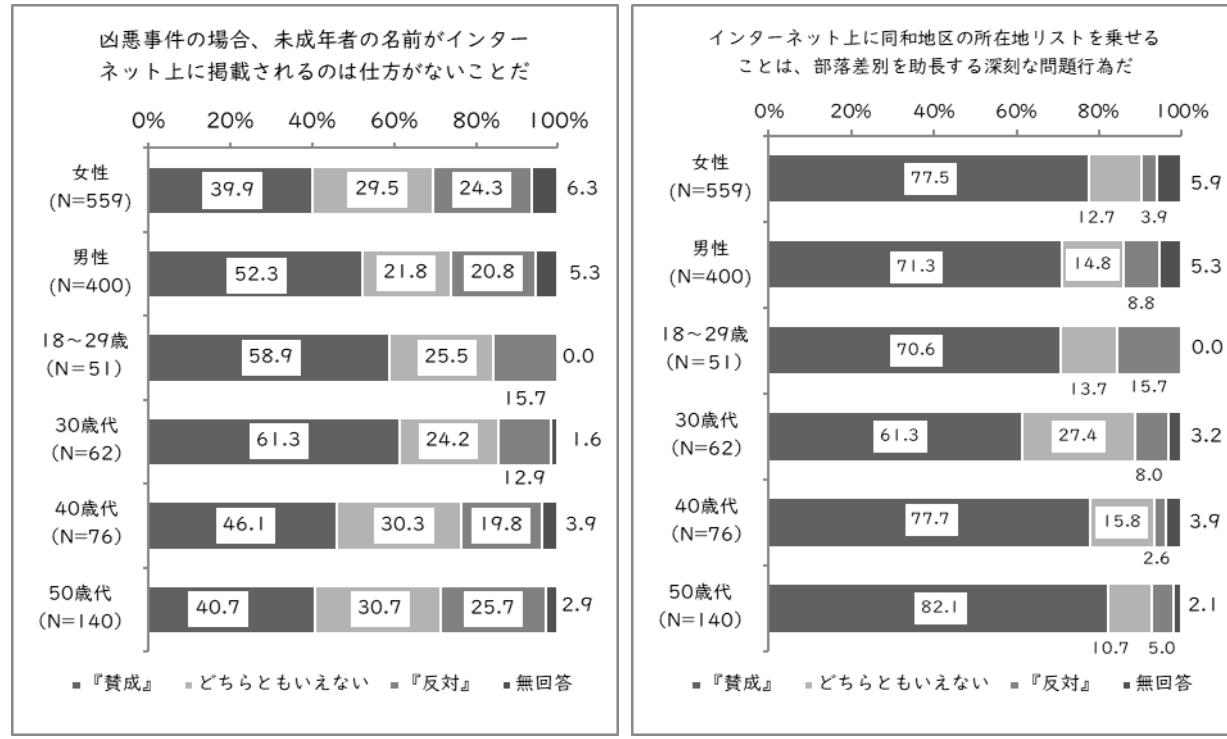
インターネットは、その普及とともにさまざまな分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとして存在しており、これまで以上に他者との活発な交流が可能となりました。

一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題となっています。電子掲示板上における誹謗中傷等に加えて、SNS\*等の登場により、個人に対する誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、子どもの性被害など人権に関わるさまざまな問題が急速に深刻化しています。

さらに、このようなインターネット上の人権侵害は、個別の人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権問題を解消するうえでも必要不可欠なものです。

国においては、情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動や発信者情報開示に関する取り組み等を推進しているほか、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備を行うなど、対策の強化を進めています。また、「被害者」になった場合にどうすればよいかという点のみならず、「加害者」にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発もより一層強化していく必要があります。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



#### 市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

SNS\*/インフルエンサー/オンライン/無名の投稿/誹謗中傷/そのまま受け取る/スマホ

## (2) めざす姿

○こどもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高め、インターネット利用者が加害者にも被害者にもならない河内長野市をめざします。

- ・インターネット上のさまざまな情報を主体的に読み解くとともに自分なりに表現できる能力（メディア・リテラシー\*）が向上している。
- ・各人権問題への認識が高まり、インターネット上の人権侵害を許さない意識が定着している。

## (3) 施策の方向

### ①インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進

- ・こどもから大人まで一人ひとりが情報の受発信者としてのモラルと人権意識を高め、情報流通プラットフォーム対処法に基づく対処啓発など、メディア・リテラシー\*を向上するための教育・啓発を推進します。

### ②各人権問題に関するインターネット上の情報発信の推進

- ・インターネット上の人権侵害が各人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあるため、インターネット上における各人権問題の情報発信を推進します。

### ③インターネットモニタリング\*の推進

- ・本市におけるインターネット上の誹謗中傷等の実態を把握するため、差別を助長する書き込み等がないかモニタリング\*を実施します。
- ・差別を助長する悪質で違法性が高い書き込みに対しては、国や大阪府をはじめ、関係機関と連携を図りながら、適切に対応します。

### ④相談窓口の充実

- ・国や大阪府などの関係機関をはじめ、大規模プラットフォーム事業者の取り組み状況を注視しながら、情報収集に努め、適切な支援先につながるよう、相談体制の充実を図ります。

### 【主な関係法令・計画等】

- ・個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法\*）
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律（青少年ネット規制法）
- ・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）
- ・特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法\*）
- ・大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

## 第9節 多様な性のあり方が尊重される社会の実現における

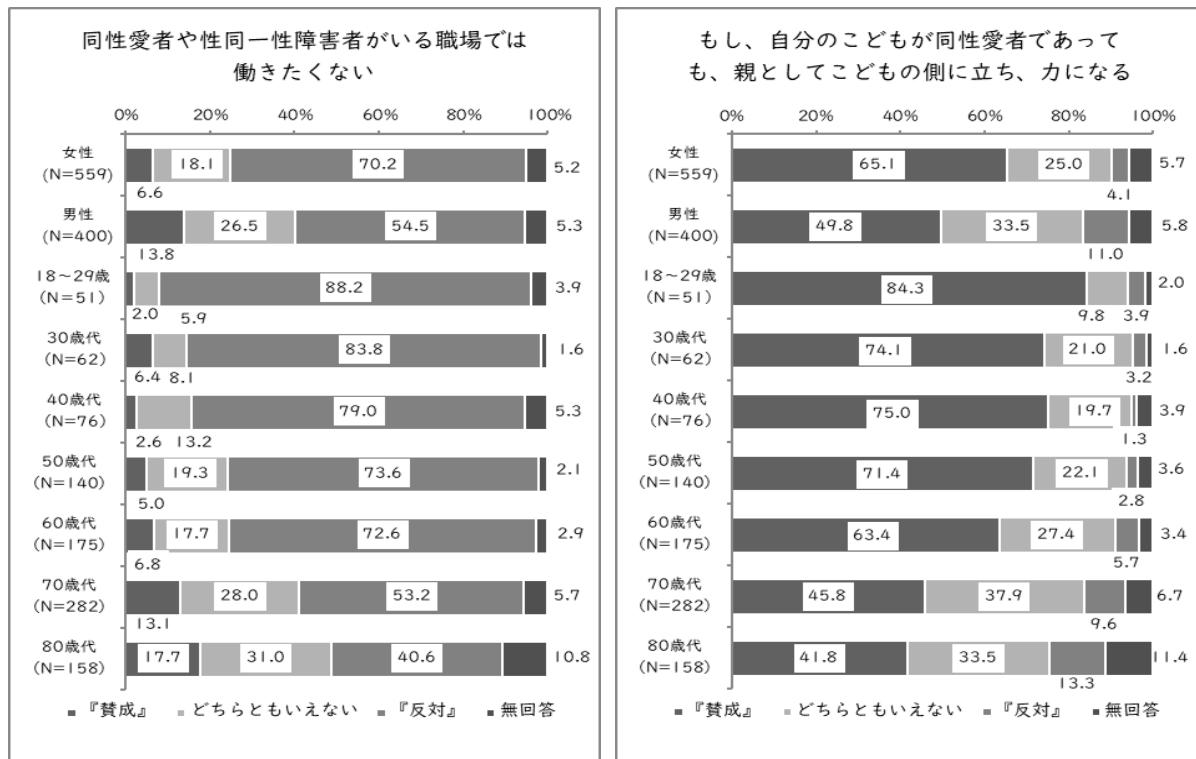
### (1) 現状と課題

「身体の性」、「性自認」、「性的指向」の3つの性を構成する要素の組み合わせによって、さまざまな性のあり方が存在します。「男」「女」だけでは表せない一人ひとり違った性のあり方があるなかで、「レズビアン」や「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々は「性的マイノリティ（少数派）」と呼ばれています。性的マイノリティの総称としてLGBTQ\*と表されることもありますが、LGBTQ\*以外にも性的指向や性自認が明確でない人、揺れ動く人、持たない人などもいます。性のあり方は人それぞれです。

日本における性的マイノリティの割合は、国や民間の研究機関などによって、統計データが出ていますが、調査方法や定義にはらつきがあり、割合に差異が見られます。大切なのは数字の多少ではありません。性的マイノリティの人が身近にいるのだと認識し、何に困っているかと一緒に考える意識や態度を身に付けることが求められます。

国においても、最高裁判所の判決を受けて、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーが含まれ得るとの解釈が示されるなど、法律に基づき、すべての国民が、性的指向及びジェンダー・アイデンティティ\*を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



#### 市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

性的マイノリティ/LGBTQ\*/同性パートナーシップ/同性婚/トランスジェンダー

## (2) めざす姿

○性の多様性への理解を深め、個性が尊重される河内長野市をめざします。

- ・性的マイノリティが身近にいるのだと認識し、何に困っているかと一緒に考える意識や態度が身についている。
- ・SOGI\*への理解が深まり、一人ひとりが自分らしい生き方を選択している。
- ・SOGI\*を理由とする不当な差別を許さない意識が定着し、誰もが安心して暮らしている。

## (3) 施策の方向

### ①SOGI\*の多様性理解促進に向けた教育・啓発の推進

- ・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度\*の利活用を進めるとともに、法律や条例の周知啓発を図りながら、あらゆる活動の場での教育・啓発活動を進めます。

### ②より良い公共サービスの充実

- ・「性的マイノリティに配慮した窓口対応等の手引き」を活用し、市職員及びとして、性的マイノリティについての正しい理解を深め、より良い公共サービスの提供に努めます。

### ③相談窓口の充実

- ・家族や職場の人にも相談できないことが考えられるため、相談員の資質の向上に努めるとともに、適切な支援先につながるよう、相談窓口の充実を図ります。

### 【主な関係法令・計画等】

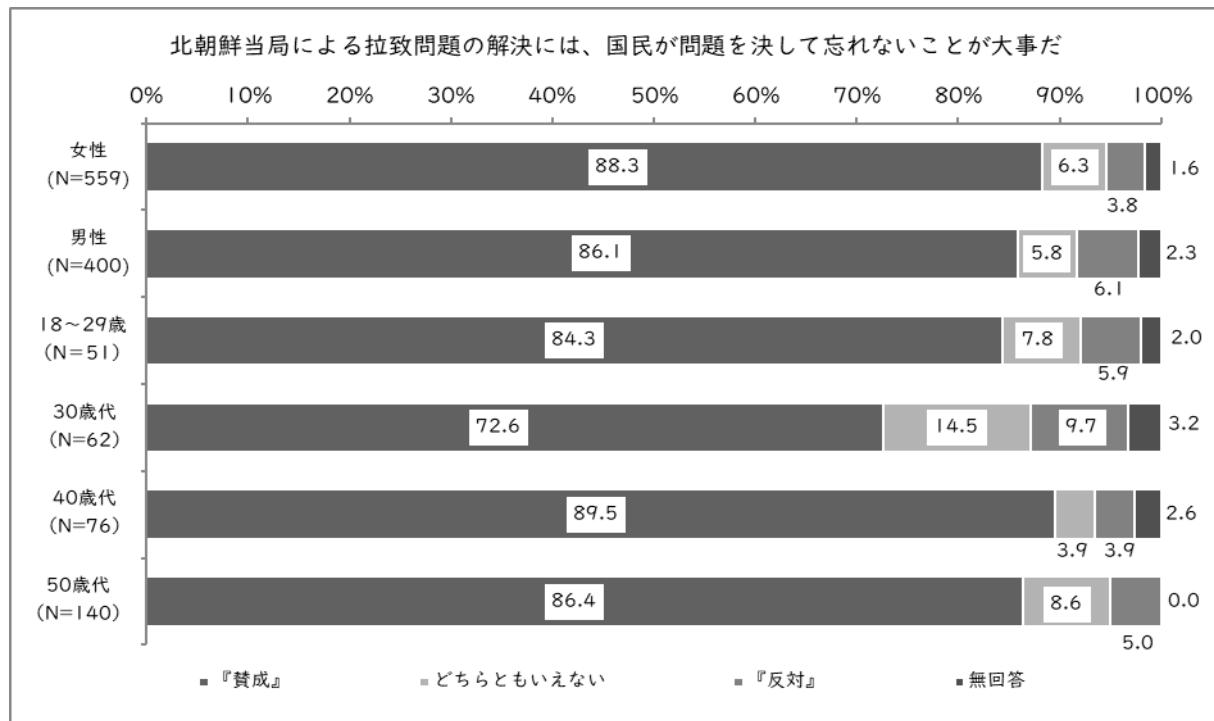
- ・性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）
- ・性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法\*）
- ・大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例
- ・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度\*

## 第10節 北朝鮮当局による拉致問題の解消における

### (1) 現状と課題

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、わが国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であります。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、この問題に対する不断の関心と認識を深めるための取り組みが引き続き求められています。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



### (2) めざす姿

○北朝鮮当局による拉致問題の解消における幅広い世代の関心を高めます。

### (3) 施策の方向

- ・北朝鮮当局による拉致問題について、関心と理解を深める取り組みを国や府などの関係機関と連携しながら進めます。

#### 【主な関係法令・計画等】

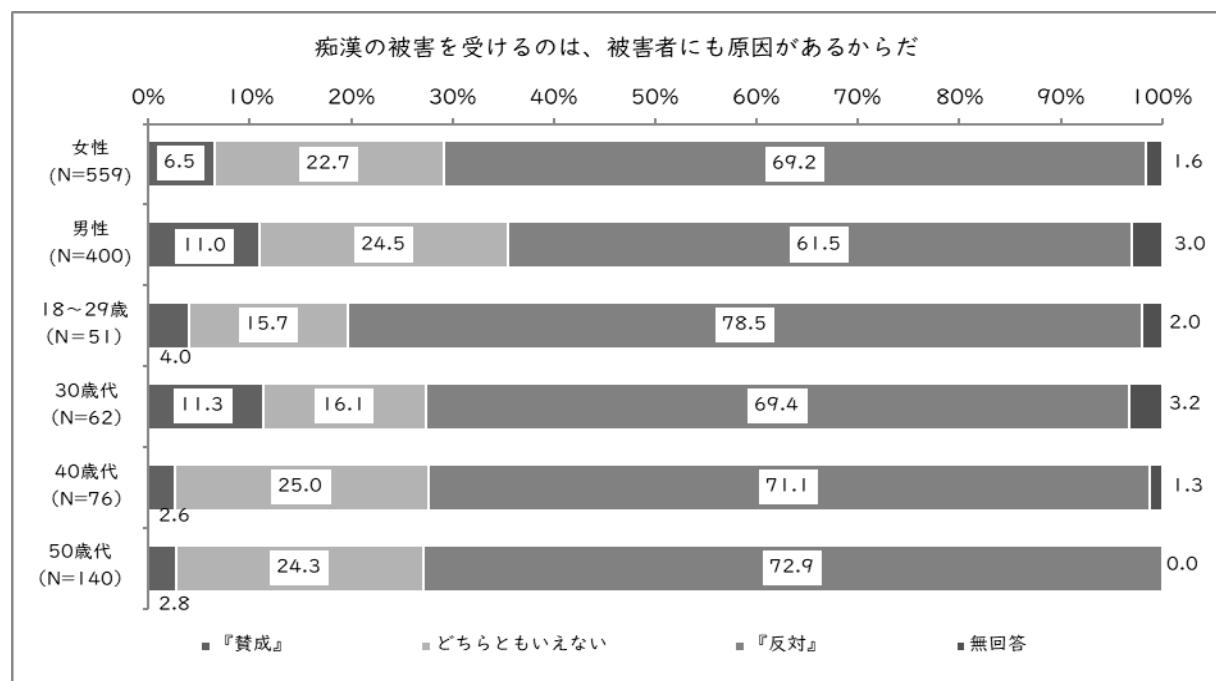
- ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律\*

## 第11節 犯罪被害者及びその家族が安心して暮らせる社会の実現における

### (1) 現状と課題

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにも関わらず、うわさや心ない中傷等がインターネット上で書き込まれることなどにより、名譽が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。国の「犯罪被害者等基本計画」には、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み」などの重点課題を掲げています。

#### 【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



### (2) めざす姿

○犯罪被害者及びその家族が安心して暮らしている河内長野市をめざします。

### (3) 施策の方向

- ・犯罪被害者及びその家族の人権問題について、国や府などの関係機関と連携しながら、相談窓口の設置等、その関心と理解を深める取り組みを進めます。

#### 【主な関係法令・計画等】

- ・犯罪被害者等基本法\*
- ・河内長野市犯罪被害者等支援条例

## 第12節 さまざまな人権問題の解決における

### (1) 現状と課題

国際化・情報化・少子高齢化する現代社会においては、こころの病や、職場をはじめとするハラスメント\*（嫌がらせ・いじめ）、災害に伴う人権問題、ホームレスの人権問題、刑を終えて出所した人及びその家族の人権問題、アイヌの人々の人権問題など、さまざまな人権問題、さらに今後生じる新たな人権問題について、状況に応じた取り組みが求められています。

### (2) めざす姿

○こころの病や、職場をはじめとするハラスメント\*（嫌がらせ・いじめ）、災害に伴う人権問題、ホームレスの人権問題、アイヌの人々の人権など、さまざまな人権問題が正しく理解され、人権が尊重された河内長野市をめざします。

- ・さまざまな人権問題について、世代を超えて関心度が高まっている。
- ・災害に伴う人権問題など、市民が「自分事」としてイメージできている。
- ・市民一人ひとりに寄り添い、互いの人権を尊重し合いながら、平穏無事に暮らしている。

### (3) 施策の方向

#### ①さまざまな人権問題に関する教育・啓発の推進

- ・アイヌの人々の人権など、さまざまな人権問題の関心と理解を深める取り組みを国や府などの関係機関と連携しながら進めます。

#### ②相談窓口の充実

- ・孤立化や孤独化を防ぎ、市民一人ひとりに寄り添った相談支援に努めます。

#### 【主な関係法令・計画等】

- ・労働基準法
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法\*）
- ・生活困窮者自立支援法\*
- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法\*）
- ・再犯の防止等の推進に関する法律

# 第4章 施策推進体制と進行管理

## 第1節 施策推進の体制

### (1) 庁内における推進体制

人権施策を総合的に推進していくには横断的な取り組み・連携が重要であり、各部局が協力しながら施策を推進していかなければなりません。したがって、庁内の横断的な組織である人権施策推進本部などの積極的な活用により、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。また、市が行うすべての業務は何らかの形で人権と関わりがあるため、職員の人権意識の向上は不可欠です。人権の視点に立って業務に取り組む姿勢を育むため、体系的な人権研修等を実施します。

### (2) 国、大阪府、近隣自治体との連携体制

人権施策を効果的に推進するとともに、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び大阪府並びに近隣自治体と有機的な連携を構築します。また、国、大阪府に対して、制度・財政面での適切な支援を求めます。

### (3) 市民等との連携

人権施策を効果的に推進していくためには、市民、関係団体、事業者などとの協働による連携した取り組みが重要です。今後、複雑・多様化する人権問題を解決するためには、市と市民等との橋渡し的な役割を担うなど自主・自立性を持って、人権尊重のまちづくりに幅広く積極的に取り組んでいる河内長野市人権協会などの関係機関と情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。

## 第2節 目標指標の設定とP D C Aサイクルによる進行管理

### (1) 目標指標の設定

本基本方針・推進プランを推進するため、「第3章 分野別人権施策の推進」の各人権問題について目標指標を設定することとします。

(別紙)「基本的人権施策及び分野別人権施策の推進に関する目標指標」

### (2) P D C Aサイクルによる進行管理

目標指標に基づく施策の達成状況の確認を行うとともに、P D C Aサイクルに基づく進行管理により、関連する施策の実施状況などを確認しながら効果的・効率的な施策の推進に努めます。

## (別紙)「基本的人権施策及び分野別人権施策の推進に関する目標指標」

### ○基本的人権施策の推進に関する目標指標

| 項目（目標指標）  | 当初値（R7） | 中間値（R12） | 目標値（R18） |
|---|---------|----------|----------|
| 憲法における「国民の権利」の理解度（完全正解者率）<br>※完全正解者とは、「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つのみを選択した人 | 15.9%   | 20.0%    | 25.0%    |

### ○分野別人権施策の推進に関する目標指標

#### □男女共同参画社会の実現にむけて

| 項目（目標指標）  | 当初値（R7） | 中間値（R12） | 目標値（R18） |
|---|---------|----------|----------|
| 「こどもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがいい」に対して、「どちらともいえない」の市民割合 | 27.3%   | 25.0%    | 23.0%    |

#### □こどもの人権が尊重される社会の実現にむけて

|   |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|
| 「いじめ問題は、いじめを受けるこどもにも原因がある」に対して、「どちらともいえない」の市民割合 | 29.1% | 25.0% | 23.0% |
|---|-------|-------|-------|

#### □生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

|   |       |      |      |
|---|-------|------|------|
| 「認知症の人は他人の言っていることを理解できないので、話しかける意味はない」に対して、「どちらともいえない」の市民割合 | 11.0% | 5.0% | 0.0% |
|---|-------|------|------|

#### □障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

|  |      |      |     |
|--|------|------|-----|
| 障害者差別解消法の市民認知度<br>※市民認知度とは、「内容（趣旨）を知っている」の割合 | 5.8% | 7.0% | 10% |
|--|------|------|-----|

#### □部落差別（同和問題）の解決にむけて

|                 |      |       |       |
|-----------------|------|-------|-------|
| 部落差別解消推進法の市民認知度 | 7.0% | 10.0% | 15.0% |
|-----------------|------|-------|-------|

#### □外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

|                  |      |      |      |
|------------------|------|------|------|
| ヘイトスピーチ解消法の市民認知度 | 3.9% | 5.0% | 7.0% |
|------------------|------|------|------|

#### □感染症患者などの人権が尊重される社会の実現にむけて

|  |       |       |       |
|--|-------|-------|-------|
| 「HIV陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしたくない」に対して、「どちらともいえない」の市民割合 | 32.8% | 25.0% | 20.0% |
|--|-------|-------|-------|

#### □高度情報化社会における人権尊重の実現にむけて

|   |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|
| 「凶悪事件の場合、未成年者の名前がインターネット上に掲載されるのは仕方がないことだ」に対して、「どちらともいえない」の市民割合 | 26.3% | 23.0% | 20.0% |
|---|-------|-------|-------|

#### □多様な性のあり方が尊重される社会の実現にむけて

|  |      |      |      |
|--|------|------|------|
| 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の市民認知度 | 2.8% | 3.5% | 5.0% |
|--|------|------|------|

#### □北朝鮮当局による拉致問題の解消にむけて

|  |      |      |      |
|--|------|------|------|
| 「北朝鮮当局による拉致問題の解決には、国民が問題を決して忘れないことが大事だ」に対して、「どちらともいえない」の市民割合 | 6.0% | 3.0% | 0.0% |
|--|------|------|------|

#### □犯罪被害者及びその家族が安心して暮らせる社会の実現にむけて

|  |       |       |       |
|--|-------|-------|-------|
| 「痴漢の被害を受けるのは、被害者にも原因があるからだ」に対して、「どちらともいえない」の市民割合 | 23.7% | 20.0% | 15.0% |
|--|-------|-------|-------|

#### □さまざまな人権課題の解決にむけて

|   |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|
| 憲法における「国民の権利」の理解度（完全正解者率）<br>※完全正解者とは、「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つのみを選択した人 | 15.9% | 20.0% | 25.0% |
|---|-------|-------|-------|

---

## 参考資料

---

### 1 用語解説

(※各用語はあくまで概要です。より詳細な情報は「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（右記 QR コード）」等をご参照ください。)



法務省 HP

### 2 人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表

### 3 「人権擁護都市宣言」に関する決議

### 4 河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

### 5 世界人権宣言

### 6 日本国憲法（抄）

### 7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

### 8 河内長野市教育委員会人権教育基本方針

## I 用語解説

### あ行

#### ■アイヌ施策推進法

平成31(2019)年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、令和元(2019)年5月に施行されました。従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取り組みをアイヌ政策推進交付金により支援するとともに、内閣官房長官を本部長とするアイヌ政策推進本部を開催するなど、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進するための法律です。

#### ■アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのことです。育ってきた環境や所属する集団、過去の経験の中で無意識のうちに刷り込まれた思考の癖により、偏ったモノの見方をしてしまうことをいいます。

#### ■いじめ防止対策推進法

平成25(2013)年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項を定めた法律です。

#### ■インクルーシブ

「すべてを包み込む」を意味する言葉です。すべての人が個性や能力、障がいの有無などに関わらず、ともに尊重し合うことをいいます。

#### ■HIV(エイチエイヴィ)／エイズ

HIV(ヒト免疫不全ウイルス Human Immunodeficiency Virus)感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ(後天性免疫不全症候群 AIDS: Acquired Immunodeficiency Syndrome)の特徴的な肺炎や腫瘍などの感染症を発症していない状態のことです。

エイズは、HIVに感染し生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気です。

#### ■SNS(エヌエヌエス)

ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことです。

#### ■NPO(エヌピーオー)

Non Profit Organization(非営利組織)の略で、企業などの営利団体とは異なり、自発的に公益的な活動を行う民間の組織、団体のことです。その活動は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたります。

法人格を持つ組織(特定非営利活動法人など)と、法人格を持たない組織(ボランティアグループなどの任意団体)があります。

#### ■LGBT(エルジービーティー)／LGBTQ(エルジービーティーキュー)

LGBTは、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称のひとつで、L:レズビアン(女性同性愛者)、G:ゲイ(男性同性愛者)、B:バイセクシュアル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別と性自認が異なる人)の頭文字をとったものです。L・G・B・T以外にも、Q:クエスチョニング(性自認や性的指向が明確でない人)／クイア(規範的とされる性のあり方以外を包括的に表す言葉)、アセクシュアル(他人に恋愛感情を抱かない人)、X:ジェンダー(性自認が中性である又は性別を決めたくない人)など、さまざまなセクシュアリティが存在しています。性のあり方は多様であり、性のあり方が少数派の人々を表す総称は、LGBTやLGBTQ等をはじめ、さまざまな表現が使われています。

#### ■大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が互いを人生のパートナーとすることを宣言する「宣誓書」を提出し、大阪府が宣誓された事実を証明することにより、両者が社会において自分らしく生きることができるよう支援する制度です。

宣誓書受領証は、住所や独身を証明する書類を提出いただき、本人確認などの手続きを行ったうえで、大阪府が交付しています。

## か行

### ■旧優生保護法

昭和 23(1948)年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的のもと、特定の疾病や障がいを有すること等(以下「特定疾病等」という。)を理由に生殖を不能にする手術もしくは放射線照射又は人工妊娠中絶を強いられて、子を産み育てるか否かについて自ら意思決定する機会を奪われ、耐え難い苦痛と苦難を受けられました。

### ■旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

令和 7(2025)年 1 月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行されました。旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し補償金等を支給すること等を目的とする法律です。

### ■公正採用選考人権啓発推進員

就職の機会均等を確保する観点に立って、各事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割とともに、ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担っています。具体的には、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者(旗振り役)としての役割を担っています。

### ■高齢者虐待防止法

平成 18(2006)年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。また、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村(特別区を含む。以下同じ。)、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

### ■個人情報保護法

平成 17(2005)年 4 月に「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。この法律は、だれもが安心して IT 社会の便益を享受するための制度的基盤として個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間事業者の皆様が、個人情報を取り扱ううえでのルールを定めたものです。

### ■国際人権規約

法的拘束力のない世界人権宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和 54(1979)年 9 月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約(A 規約)と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約(B 規約)および選択議定書から成り立っています。

### ■固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

### ■こども基本法

令和 5(2023)年 4 月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

### ■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)

令和 6(2024)年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び都道府県基本計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めるものです。

## さ行

### ■ ジェンダー

「男らしさ」「女らしさ」というような社会的・文化的に形成された男女の違いのことです。これに対し、生物学的な性差をセックスといいます。

### ■ ジェンダー・アイデンティティ

令和5(2023)年6月に施行された理解増進法においては、「ジェンダー・アイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されており、その性質は、本人のその時々の主張を指すものではなく、自身の「性」についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

### ■ 児童虐待防止法

平成12(2000)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立しました。児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国等の責務等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律で、平成16(2004)年4月に改正法が成立しました。改正法では、予防や早期発見とともに児童の自立支援等も盛り込み、虐待を受けたと「思われる」場合にまで通告義務範囲が拡大されました。

### ■ 児童の権利に関する条約

全ての児童の基本的人権の尊重を促進することを目的とする条約です。18歳未満を「児童」と定義し、幅広く児童の持つ権利を定め、権利の尊重のために必要となる事柄を詳細に定めています。わが国はこの条約を平成6(1994)年4月に批准しました。

### ■ 障害者虐待防止法

平成24(2012)年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。

### ■ 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。この条約の主な内容としては、「一般原則」「一般的義務」「障がい者の権利実現のための措置」「条約の実施のための仕組み」となっています。わが国は平成26(2014)年1月に批准しました。

### ■ 障害者差別解消法

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、平成28(2016)年4月に施行されました。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和6(2024)年4月から事業者も義務化されることになりました。

### ■ 情報流通プラットフォーム対処法

特定電気通信による情報の流通(SNS、掲示板の書き込み等)によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者(プラットフォーム事業者等)の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プラットフォーム事業者等に対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者(大規模プラットフォーム事業者)の義務を定めた法律です。

### ■ 女子差別撤廃条約

この条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。わが国は、昭和60(1985)年に批准しました。

## ■女性活躍推進法

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めています。令和7(2025)年6月に一部改正され、期限が10年間延長されるとともに、職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報公表を義務付けることとなりました。

## ■人権教育のための国連10年

国連は、平成7(1995)年～平成16(2004)年までの10年を「人権教育の国連10年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていくこうとするものです。わが国においては、平成7(1995)年12月に推進本部を設置し、平成9(1997)年7月には国内行動計画がとりまとめられました。

## ■人権文化の創造

すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、また、そのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することです。

## ■人種差別撤廃条約

人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとことなどを主な内容とします。わが国は、平成7(1995)年に加入しました。

## ■ストーカー規制法

平成12(2000)年11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。ストーカー行為を処罰するなどストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的としています。

## ■ストーカー行為

ストーカー行為とは、同一の者に対しきまとい等を繰り返して行うことをいいます。「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対するえん恨の感情を充足させる目的で、特定の者又はその配偶者など社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・見張り・その他の行為をすることをいいます。

## ■生活困窮者自立支援法

平成25(2013)年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住宅確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律で、必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

## ■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(理解増進法)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

## ■成年後見制度

自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

## ■世界エイズデー

世界エイズデー (World AIDS Day: 12月1日) は、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO (世界保健機関) が昭和63(1988)年に制定したので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

## ■世界人権宣言

昭和 23(1948)年 12 月の国際連合第 3 回総会で採択されました。前文と 30 の条文からなり、第 1 条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人々が享有すべき人権と基本的自由を定めています。

## た行

### ■多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

### ■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができて、ともに責任を担うべき社会のことをいいます。

### ■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11(1999)年に施行されました。

### ■男女雇用機会均等法

雇用の分野において、男女の均等な機会と待遇の確保などを目的として昭和 61(1986)年に施行されました。「募集・採用」、「配置・昇進」時における女性に対する差別の「禁止」や積極的改善措置（ポジティブアクション）の促進、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務などが定められています。

## ■SOGI (ソジ または ソギ)

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を取ったもので、すべての人が持つ性自認・性的指向について焦点をあてた言葉です。

### ■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などを含まれます。また、デート DV とは交際中のカップル間に起こる DV のことです。

### ■DV 防止法

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。平成 13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が制定・施行され、平成 16(2004)年、平成 19(2007)年、平成 25(2013)年に改正されてきました。令和 5(2023)年に 4 度目の改正が公布され、令和 6(2024)年 4 月から施行されました。

### ■登録型本人通知制度

住民票や戸籍謄本などを、代理人や第三者などが請求し、交付した場合に、事前に登録した方に対して交付の事実を通知する制度を平成 22(2010)年 3 月から実施しています。住民票や戸籍謄本などの委任状を偽造して本人になりすました不正請求の早期発見や、使用目的を偽って証明書を不正に取得する事案などを抑止し、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

## な行

### ■認知症

さまざまな病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障を来たした状態をいいます。

### ■認知症基本法

令和6(2024)年1月に認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現を目指すため「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が施行されました。認知症基本法に基づき、認知症施策推進基本計画を取りまとめ、その中で、「新しい認知症観」を示しました。

## は行

### ■ハラスメント

パワハラ、セクハラ、マタハラ、カスハラなどに代表される職場におけるハラスメントは、男女雇用機会均等法や、育児・介護休業法、労働施策総合推進法などに規定されており、各種法律の改正が進むにつれて、事業主の措置義務等が位置付けられてきました。また、社会一般的にもさまざまな形態のハラスメント（嫌がらせ・いじめ）が起こっており、職場だけに限られません。

### ■ハンセン病問題基本法

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）は、平成21(2009)年4月に施行されました。ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めた法律です。

### ■バリアフリー

多様な人が社会に参加するまでの障壁（バリア）をなくすことです。障がいの有無にかかわらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して自由に生活するために、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」の意味でも用いられます。

### ■ビジネスと人権に関する指導原則

多国籍企業と人権との関係を、「人権を守る国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済措置へのアクセス」の3つの柱に分類し、企業活動が人権に与える影響に係る「国家の義務」及び「企業の責任」を明確にすると同時に、被害者が効果的な救済を得るメカニズムの重要性を強調し、各主体が、それぞれの義務・責任を遂行すべき具体的な分野及び事例を挙げています。わが国では、令和2(2020)年10月に企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

### ■犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念や、国等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする法律です。

### ■部落差別解消推進法

平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に部落差別の解消に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこれら施策の推進に努めることとしています。

### ■ハンセン病

ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染することで引き起こされる感染症の一種です。かつては「癩」と呼ばれていましたが、差別的なイメージがつきまとうことから、現在はらい菌を発見したアルマウル・ハンセンにちなんで「ハンセン病」と呼ばれています。

## ■部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれる強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

## ■ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

## ま行

### ■メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

### ■ヘイトスピーチ解消法

平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が成立し施行されました。この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこれら施策の推進に努めることとしています。

## や行

### ■やさしい日本語

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語のことです。

### ■モニタリング

インターネット上の匿名掲示板などへの差別を助長する書き込みに対して、モニタリング（監視）を行うことです。悪質な書き込みを発見し、削除の必要があると判断した場合は、法務局等の関係機関と連携しながらプロバイダへの削除要請を行っており、全国の自治体において取り組みが広がっています。

### ■ヤングケアラー

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者」のことです。

### ■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、あらかじめ多様な人々が利用しやすいようにデザインすることをいいます。

## ら行

### ■らい予防法

かつてわが国においては、すべての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られ、平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで継続しました。こうした長期にわたる強制隔離政策と、国主導の下各都道府県における「無ら

い県運動」という患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が作出・助長されました。

## ■拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

この法律は、わが国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする法律です。

## ■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことをいいます。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。こどもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。ここでいう「健康」の定義は「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」です。

## ■労働施策総合推進法

労働施策総合推進法とは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の略称です。令和元(2019)年の改正で、職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることを事業主に義務付ける規定が追加されました。そして、令和7(2025)年の改正では、職場におけるカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることを事業主に義務付ける規定も追加されました。

## 2 人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表

| 世界（条約等）             | 国（法律等）   | 年度                  | 大阪府（条例等）                                       | 河内長野市（条例等）                           |
|---------------------|--|---------------------|--|--------------------------------------|
| 世界人権宣言              | 日本国憲法  | 昭和 21(1946)年        |  |                                      |
| 人種差別撤廃条約            | 同和対策審議会答申  | 昭和 40(1965)年        |  |                                      |
| 国際人権規約              | 同和対策事業特別措置法  | 昭和 41(1966)年        |  |                                      |
|                     |  | 昭和 44(1969)年        |  |                                      |
| 女子差別撤廃条約            |  | 昭和 49(1974)年        |  | 同和教育基本方針                             |
|                     | 地域改善対策特別措置法  | 昭和 54(1979)年        |  |                                      |
|                     |  | 昭和 57(1982)年        |  |                                      |
|                     |  | 昭和 60(1985)年        | 部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例                         |                                      |
|                     | 男女雇用機会均等法  | 昭和 61(1986)年        |  |                                      |
|                     | 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律                        | 昭和 62(1987)年        |  |                                      |
| 児童の権利に関する条約         |  | 平成元(1989)年          |  |                                      |
| 人権教育のための国連 10 年行動計画 |  | 平成 7~16(1995~2004)年 |  |                                      |
|                     | 人権擁護施策推進法  | 平成 8(1996)年         |  | 人権擁護都市宣言                             |
|                     |  | 平成 9(1997)年         | 人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画                         |                                      |
|                     |  | 平成 10(1998)年        | 人権尊重の社会づくり条例                                   |                                      |
|                     | 男女共同参画社会基本法  | 平成 11(1999)年        | 人権教育基本方針・人権教育推進プラン                             | 同和行政基本方針                             |
|                     | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律<br>ストーカー規制法<br>児童虐待防止法           | 平成 12(2000)年        |  | 人権教育のための国連 10 年河内長野市行動計画             |
|                     | DV 防止法   | 平成 13(2001)年        | 男女共同参画プラン                                      | 思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例             |
|                     |  | 平成 14(2002)年        | 男女共同参画推進条例<br>在日外国人施策に関する指針<br>人権保育基本方針        |                                      |
|                     |  | 平成 15(2003)年        |  | 人権教育基本方針                             |
| 人権教育のための世界計画        | 犯罪被害者等基本法  | 平成 16(2004)年        |  |                                      |
| 人権教育のための世界プログラム     | 個人情報保護法  | 平成 17(2005)年        | 人権教育推進計画                                       |                                      |
|                     | 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律<br>高齢者虐待防止法          | 平成 18(2006)年        |  | 男女共同参画推進条例<br>人権施策基本方針               |
| 障害者権利条約             |  | 平成 19(2007)年        |  |                                      |
|                     |  | 平成 20(2008)年        |  | 人権施策推進プラン                            |
|                     | ハンセン病問題基本法   | 平成 21(2009)年        |  | 人権保育基本方針                             |
|                     |  | 平成 22(2010)年        |  | 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱         |
|                     | いじめ防止対策推進法<br>障害者差別解消法<br>子どもの貧困対策法<br>生活困窮者自立支援法    | 平成 25(2013)年        |  |                                      |
|                     | 女性活躍推進法  | 平成 27(2015)年        | 人権教育推進計画（改定）                                   | 河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例 |
|                     | 部落差別解消推進法<br>ヘイトスピーチ解消法                              | 平成 28(2016)年        |  | 人権施策推進プラン（改訂版）                       |
|                     | アイヌ施策推進法<br>ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律              | 令和元(2019)年          | 人権尊重の社会づくり条例（一部改正）<br>ヘイトスピーチ解消推進条例性の多様性理解増進条例 |                                      |
|                     |  | 令和 2(2020)年         |  | 新型コロナウイルス感染症患者等への差別防止に関する条例          |
|                     |  | 令和 3(2021)年         |  | 手話言語条例<br>認知症と共に生きるまちづくり条例           |
|                     | こども基本法<br>性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 | 令和 5(2023)年         |  |                                      |
|                     | 女性支援新法<br>認知症基本法                                     | 令和 6(2024)年         |  | 犯罪被害者等支援条例                           |
|                     | 情報流通プラットフォーム対処法                                      | 令和 7(2025)年         |  |                                      |

### 3 「人権擁護都市宣言」に関する決議

平成8(1996)年6月20日決議

基本的人権の享有を基調とする日本国憲法を日々の暮らしの中に生かし、住んでよかったといえるようなまちづくりは、市民すべての願いである。

しかし、私たちの社会には今なお存在するさまざまな人権侵害の現実があり、幸せへの願いを阻む要因となっている。

この社会情勢を克服するため、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づいた「人間尊厳の確立」のため、市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとやさしさに満ちた、人権が尊ばれる心豊かな河内長野市を築いて行かなければならぬ。

私たちは、改めて基本的人権の大切さを認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、ここに河内長野市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

### 4 河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

平成13(2001)年3月28日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、全ての人間が基本的人権を享有し、尊重されることを基本理念とする世界人権宣言及び日本国憲法の下において、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権啓発に関する施策を推進するとともに、市民の人権意識の普及・高揚に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の普及・高揚をめざす人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(体制の充実)

第4条 市は、基本的人権を尊重した明るく住み良いまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府、人権啓発関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 世界人権宣言

1948年12月10日

国際連合第3回総会採択

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、  
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するよう<sup>に</sup>、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第二条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるす

べての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第四条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第五条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第十一條

犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第十三条

すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第十四条

すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第十五条

すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第十六条

成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第十七条

すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第二十条

すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第二十一条

すべて人は、直接又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第二十三条

すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第二十五条

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾

病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第二十六条

すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第二十七条

すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる

精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第二十九条

すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 6 日本国憲法（抄）

日本国民は、正に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他國を無視し

てはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

#### 第三章 国民の権利及び義務

##### 〔国民たる要件〕

第十条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

##### 〔基本的人権〕

第十二条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

##### 〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

##### 〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び榮典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 榮誉、勲章その他の榮典の授与は、いかなる特権も伴はない。榮典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める國の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

### 〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひことができる。

### 〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

### 〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

### 〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

### 〔逮捕の制約〕

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

### 〔抑留及び拘禁の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

### 〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

### 〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

### 〔刑事被告人の権利〕

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的手段により証人を求める権利を

有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

### 〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

### 〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

### 〔刑事補償〕

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

### 第十章 最高法規

#### 〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

#### 〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

#### 〔憲法尊重擁護の義務〕

第九十九条 天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12(2000)年12月16日公布施行

### (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

### (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及

び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### (年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

### (財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 8 河内長野市教育委員会人権教育基本方針

令和2年（2020年）12月改訂

世界人権宣言（1948年）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と人権の大切さを宣言し、また、日本国憲法も、「基本的人権を保障し、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別されない」ことを明記し、そのための条件・環境づくりに取り組んでいる。

人権という普遍的文化の構築、人権が尊重される社会の実現は、すべての人びとの願いであり、人権は、すべての人びとが、人として、いきいきと生活する上で不可欠なものである。

すべての人びとの人権が保障されるためには、一人ひとりが自分自身をかけがえのない存在として大切に思うと同時に、他のすべての人を尊い存在として受け入れることが何よりも重要である。

本市では、平成13年に「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざし、人権に関わるさまざまな取り組みを行っているところである。しかしながら、我が国固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また、子どもの貧困問題、性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題が生起するなど、人権に関する課題は非常に多様化・複雑化している状況において、人権教育のさらなる深化が必要とされている。そのためには、世界の人権教育の潮流や人権に関する国際的な条約に学びながら、人権文化の創造のための先駆的な役割を果たしてきた同和教育の成果を、人権に関するあらゆる問題の解決に生かしていくことが必要である。さらに、さまざまな人権問題を解消するためには、国際的に発展してきた系統的・継続的な学習の観点や手法を取り入れ、民間団体とも協力して、人権教育の一層の浸透を図りながら、教育のあらゆる活動の場を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざすことが重要である。

河内長野市教育委員会は、こうしたことを踏まえ、教育の主体性を保つつも、人権教育の積極的な推進をめざすための基本方針を次のとおり定める。

### 1. 豊かな人権感覚を持つ人間の育成をめざす人権教育

人権および人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自己の課題として人権問題の解決に取り組むとともに、豊かな人権感覚と実践力を持った主体性のある人間の育成をめざして、教育のあらゆる場面において、人権教育を推進する。

### 2. 人と人とのつながりを豊かにする人権教育

社会の変化に伴い、人権に関するさまざまな諸課題が新たに生まれる可能性がある現実を認識し、すべての人びとの自立、自己実現とともに、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。

### 3. 地域社会のつながりを豊かにする人権教育

市民一人ひとりが主体的に、諸活動を通じて、人権および人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観などを尊重し合う豊かな地域社会、ふるさとづくりをめざした人権教育を推進する。

### 4. 人権教育を推進する人材の育成

人権教育を推進するため、人権に関する深い知識とそれにに基づく実践力を身につけた人材の育成を図るとともにその活用に努める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性・自立性を基本に据えながら、関係諸機関および諸団体との役割を分担しつつ、横断的総合的に推進しなければならない。



かわらずなが～く  
ふだんのしあわせ



河内長野市総務経営局市民に寄り添う部人権推進課

〒586-8501 河内長野市原町1丁目1番1号

TEL 0721-53-1111

FAX 0721-55-1435

ホームページ <https://www.city.kawachinagano.lg.jp>